

弟子檀那中への御状

文永五年一〇月一日 四七歳

大蒙古国の簡牒^{かんちょう}到来に就いて十一通の書状を以て方々へ申さしめ候。定めて日蓮が弟子檀那、流罪死罪一定ならんのみ。少しも之を驚くこと^{なか}莫れ。方々への強言^{ごうごん}申すに及ばず。是^{しかしなが}併^にら而強毒^{ごうどくし}之の故なり。日蓮庶幾^{しよき}せしむる所に候。各々用心有るべし。少しも妻子眷属^{けんぞく}を憶ふこと^{おも}莫れ、権威^なを恐るゝこと^{なか}莫れ。今度生死の縛^{ばく}を切りて仏果を遂げしめ給へ。鎌倉殿・宿屋入道・平左衛門尉・弥源太・建長寺・寿福寺・極楽寺・多宝寺・浄光明寺・大仏殿・長楽寺^{口上十箇所}。仍って十一通の状を書きて、^{かんそ}諫訴せしめ候ひ畢んぬ。定めて子細あるべし。日蓮が所に来たりて書状等披見せしめ給へ。恐々謹言。

文永五年^{戊辰}十月十一日

日蓮花押

日蓮弟子檀那中